

別表（第4条関係）

物 品 分 類 表

分 類	細 分 類	種 類	説 明
資 産	固定資産	1 機械・装置	機械及び装置並びにその付属設備で取得価格が50万円以上かつ耐用年数1年以上のもの
		2 車両・運搬具	車両及び運搬具で取得価格が50万円以上、かつ耐用年数1年以上のもの
		3 工具・器具・備品	工具、器具及び備品で取得価格が50万円以上かつ耐用年数1年以上のもの
		4 その他の物品	取得価格が50万円以上かつ耐用年数1年以上で前掲以外のもの
		5 図書	附属図書館が組織として管理し、教育・研究の用に供されるもの
		6 美術品・収蔵品	美術品：建造物、絵画、彫刻、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で芸術上価値が高く、希少価値を有するもの 収蔵品：教育・研究の対象として供されるために収蔵された化石、鉱石、標本等の物のうち美術品を除くもの
		7 リース物品	本学が借用した物品のうち、ファイナンス・リース取引によるもので、契約期間が1年以上で、資産の価額が固定資産の計上基準額を上回り、リース料総額が300万円以上のもの
資 産 外	少額備品	8 少額備品	取得価格が10万円以上50万円未満かつ耐用年数1年以上のもの
	消耗品	9 消耗品	耐用年数が1年未満の物品、耐用年数が1年以上で取得価格が10万円未満の物品又は比較的毀損しやすい物品
	借用物品	10 借用物品	本学が借用した物品のうち、固定資産に計上されないもの

備考 物品分類表の細分として、種類の下に品目の区分を置き、当該区分は、別に定めるものとする。